

協議事項に関する資料集（第2版）

平成20年4月
議 会 事 務 局

目 次

協議事項 1	「議会基本条例（仮称）の制定」	．．．．． P 2～17
協議事項 2	「議員任期開始日の見直しによる事務の合理化」	．．．．． P 18～21
協議事項 3	「正副委員長及び監査委員の就任期間・権限・待遇等の見直し」	．．．．． P 22～23
協議事項 4	「区長の議会出席の在り方の見直し」	．．．．． P 24～25
協議事項 5	「発言時間の残時間表示計の設置」	．．．．． P 26～28
協議事項 6	「議会棟の在り方の見直し」	．．．．． P 29～34
協議事項 7	「附属機関・任意団体の委員就任の見直し」	．．．．． P 35～36
	(協議事項 8 「委員会傍聴者対応の見直し（許可を要しないこととすること，傍聴席の数の増加，傍聴できない者向けのモニター放映の実施，採決時退室の廃止）」は，請願が出されたことに伴い協議を控えることとしたため，掲載していない。)	
	(協議事項 9 「議会のモニター・インターネット放映の拡大」は，議長に報告済のため掲載していない。)	
協議事項 10	「委員会記録の発言者名掲載の見直し」	．．．．． P 37～38
	(協議事項 11 「会議出席費用弁償の廃止を含めた見直し」は，議長に報告済のため掲載していない。)	
協議事項 12	「交渉会派・非交渉会派の在り方の見直し」	．．．．． P 39～40
協議事項 13	「議決事件の拡大」	．．．．． P 41～44

1 協議事項1「議会基本条例（仮称）の制定」

(1) 議会基本条例とは

二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めるもの。

(2) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

(協議事項となっていなかったため、なし。)

(3) 政令市等の状況等

①政令市

議会基本条例を制定している政令市は現在のところない。

(備考)「自治基本条例」の中で議会に関する規定を設けている政令市として、川崎市、静岡市、札幌市、新潟市がある。

②その他の地方自治体

・都道府県では、三重県→三重県条例の制定経緯や内容は資料1-1、資料1-2のとおり。

→三重県条例の条文は資料1-3のとおり。三重県条例は平成18年12月制定。全会一致。

・市では、三重県伊賀市(平成19年2月制定。賛成多数。)等

・町村では、北海道栗山町等→栗山町条例の制定経緯等は資料1-4のとおり。栗山町条例は平成18年5月制定。全会一致。

③条例制定の背景

地方分権の進展や地方財政の厳しさなどから地方議会の行政監視機能や政策立案機能がより一層求められる状況になったことや、地方議会に対する住民の関心が高まり議会側からその存在意義を積極的に示す必要性が出てきたことなどが挙げられる。

(備考) 三重県条例の制定の背景に関する藤田議長の説明

憲法の規定に基づくとされる二元代表制により、県民は、県政への代表として知事と議員を選んでいます。議員が構成する本県議会のような自治体議会も、憲法の規定と憲法に基づき地方自治制度を定める地方自治法の規定を根拠として設置されています。

しかし、地方分権の推進が言われる中、これらの規定するところだけでは、県民には、議会とは何をするとするところなのか理解しにくいものと思われます。

また、行政改革という言葉にはなじみがあるかと思いますが、本県議会では、議会改革の取組を進めてきました。本県議会としては、この成果を踏まえ、引き続き、終わりなき議会改革に取り組むとともに、これまでの取組を集大成するため、議会基本条例の制定が必要となったものです。

④条例の概要(三重県条例の例)

- ・議会の基本理念・基本方針を示し、議会運営・議員活動の原則を明記
- ・二元代表制を明記し、議会と知事、県民との関係を規定
- ・会派活動を規定
- ・議会の権能強化のため附属機関、調査機関、検討会等の設置を規定
- ・会議の公開など情報公開の推進を明記
- ・議員の政治倫理を規定 など

三重県議会における議会改革，議会基本条例制定までの経過

1. 「議会に係る諸問題検討委員会」（平成7年10月～平成8年2月）

- 契機…県の官官接待や予算の不適正執行問題への対処
- 構成…議長，副議長及び各派代表者（自民党，県政会，県民連合）の計5名
- 開催回数…5回

〈成果〉

- 会期中の休会日は，議案等に係る調査，会議等により登庁した場合のみ旅費を支給すること
- 優待パスの全廃
- 海外視察の復命書の作成 等

2. 「議会改革検討委員会」（第1次）（平成8年9月～平成9年2月）

- 構成…議長，副議長及び各派代表者（自民党，県政会，県民連合，共産党）の計6名
- 開催回数…12回

〈成果〉

- 県内調査の際の執行部との懇談会の廃止
- 常任・特別委員会の県内調査への執行部の随行廃止
- 三重県情報公開条例の実施機関に議会が加わることに
- 本会議における一般質問のテレビ中継の実施
- 委員会の会議録の作成 等

3. 「議会改革検討委員会」(第2次)(平成9年6月～平成10年5月)

- 構成…副議長及び各派代表者(自民党, 県政会, 県民連合, 共産党)の計5名
- 開催回数…10回

〈成果〉

- 選挙区定数調査特別委員会の設置(→同特別委員会での協議の結果, 議員定数を4名減員して51名とする議員提出条例を可決)
- 委員会室に入りきれない傍聴者のためのテレビモニターの設置
- 予算決算特別委員会の設置
- 議長交際費・海外視察・県外調査の定期的情報提供(全議員への報告会の実施等)
- 委員会・全員協議会・議案聴取会の禁煙
- 政務調査室作成資料の図書室での公開 等

※議会改革検討委員会(第2次)の廃止に当たり, 以後の改革は, 議会運営委員会又は代表者会議で必要に応じて検討する旨確認

4. 以後の代表者会議における協議の成果

〈成果〉

- 議長, 委員長等の充て職の原則廃止
- 議員連盟の見直し
- 県政調査研究費交付金の一層の適正化
- 議員の海外視察の見直し(議員の海外視察調査時の支度料の廃止, 調査計画書の義務付け 等)
- 応招旅費を廃止して普通旅費に一元化(全国初 平成16年4月1日施行)

5. 「二元代表制における議会の在り方検討会」（平成14年4月～平成17年3月）

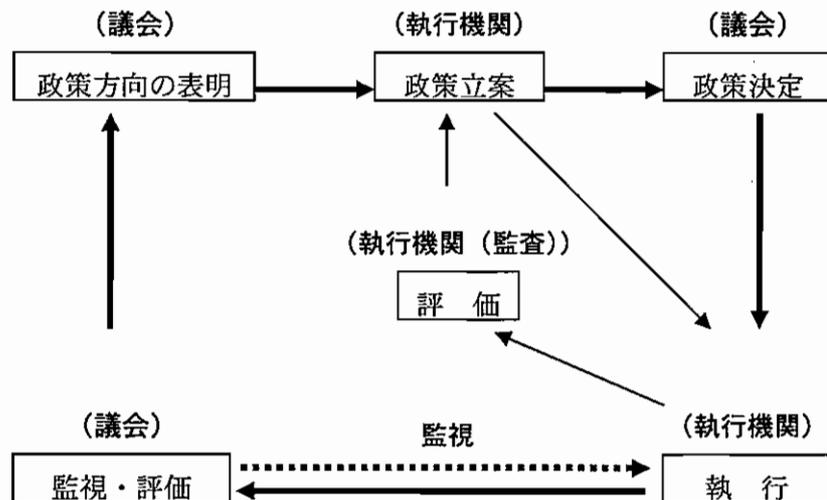
（注）旧名称「政策推進システム対応検討会」。平成15年12月に改称。

- 契機…執行部が導入した「政策推進システム」に対応
- 構成…全会派より計7名

〈成果〉

- 中間報告「ニュー・パブリック・マネジメント時代における議会のあり方についての調査」（平成15年）
 - 執行機関限りの「Plan-Do-See サイクル」とは別次元のサイクルとして「議会による政策方向の表明（Plan）→政策決定（Decide）→執行機関の監視・評価（Do-See）→次の政策方向の表明（Plan）」を提示（図参照）
- 最終検討結果報告書「二元代表制における議会の在り方について」を公表（平成17年3月30日。同報告書における提言内容は次のとおり。）
 - 議会基本条例の制定
 - 議長の議会招集権
 - 議決事件の追加
 - 議事運営等の改善等（本会議、委員会、審議、調査等の在り方）
 - サポート体制の充実
 - 専決処分の見直し
 - 議員の調査権限等
 - 広報広聴機能の充実

図）中長期的な視点に立った新しいシステムの構築（政策サイクル）



（※ 「二元代表制における議会の在り方について」（最終検討結果報告書）より）

6. 「三重県議会の『基本理念』と『基本方向』」策定（平成14年3月20日決議→平成15年10月10日に基本方向を1項目追加して再決議）

〈内容〉

- 基本理念「分権時代を先導する議会をめざして」
- 5つの基本方向
 - ①開かれた議会運営の実現
 - ②住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進
 - ③独自の政策提言と政策立案の強化
 - ④分権時代を切り開く交流・連携の推進（平成15年に追加）
 - ⑤事務局による議会サポート体制の充実
- 上記の基本理念と基本方向を達成するための「三重県議会基本理念・基本方向達成システム」の構築（平成15年度事業より導入）

7. 「三重県議会議会改革推進会議」（平成15年10月～現在）

- 構成…全議員
- 位置付け…三重県議会基本条例の制定により、同条例第22条の定める「議会改革推進会議」と位置付けらる。
- 備考…「三重県議会議会改革推進会議規約」に基づき運営

8. 「議会基本条例研究会」（平成17年5月～平成18年5月）

- 構成…全会派から議員5名
- 活動内容
 - ・学識経験者等からの意見聴取
 - ・講演会の開催

9. 「議会基本条例検討会」（平成18年5月～平成18年5月）

- 構成…全会派から議員12名
- 開催回数…検討会11回、幹事会8回
- 活動内容
 - ・パブリックコメント実施（平成18年9月から1ヶ月）
 - ・知事との意見交換会（平成18年10月）
 - ・県内市町村議員との交流を図る「三重県地方議員フォーラム2006」を開催

10. 三重県議会基本条例の制定（平成18年12月20日。全会一致。）

【出典等】この資料は、三重県議会ホームページ、『地方自治職員研修2007年3月号』（公職研）、『ガバナンス2006年12月号』（ぎょうせい）等をもとに作成した。

資料1－2（7ページ～9ページ）は
著作権法に基づき
掲載していません

目次

前文

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 議員の責務及び活動原則（第四条・第五条）
 - 第三章 議会運営の原則等（第六条・第七条）
 - 第四章 知事等との関係（第八条—第十条）
 - 第五章 議会の機能の強化（第十一条—第十七条）
 - 第六章 県民との関係（第十八条—第二十一条）
 - 第七章 議会改革の推進（第二十二条・第二十三条）
 - 第八章 政治倫理（第二十四条）
 - 第九章 議会事務局等（第二十五条・第二十六条）
 - 第十章 補則（第二十七条・第二十八条）
- 附則

平成十二年四月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成十五年十月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第二章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第四条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第五条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第六条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第七条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明

する責務を有する。

第四章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第八条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第九条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第十条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第五章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第十一条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第十二条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第十三条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第一項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

第十四条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第十五条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極

的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第十六条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第十七条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第六章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第十八条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第十九条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第二十条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第二十一条 議会は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第七章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第二十二条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第二十三条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第八章 政治倫理

(政治倫理)

第二十四条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第九章 議会事務局等

(議会事務局)

第二十五条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第二十六条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第十章 補則

(他の条例との関係)

第二十七条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-4（15ページ～17ページ）は
著作権法に基づき
掲載していません

2 協議事項2「議員任期開始日の見直しによる事務の合理化」

(1) 議員任期開始日の見直しとは
→次ページ(資料2-1)のとおり

(2) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

(協議事項となっていなかったため、なし。)

(3) 政令市等の状況
→資料2-2のとおり

福岡市議会議員の任期について

1 現行任期

平成 19 年 5 月 2 日から平成 23 年 5 月 1 日まで

2 議員任期開始日を 5 月 2 日から 5 月 1 日に改めた場合の変化

(1) 日割計算しているもの

①議員報酬について

本市では議員報酬の算定に当たって日割計算を採用していることから（5 月は 1 日当たり 28,387 円/人）、任期開始日を改めても、全議員に対する報酬の総額に変化はない。但し、この日割計算に伴う事務がなくなるため、事務の簡素化を図ることはできる。

(2) 日割計算していないもの

①議員年金に係る市の負担金及び議員の掛金等について

議員年金に係る市の負担金や議員の掛金に関しては、日割計算が採用されていない。このため、改選年の 5 月は、1 日間在職する旧議員（注1）と 30 日間在職する新議員（注2）の双方に対して、同月分の市の負担金（102,300 円/人）と個々の議員の掛金（99,200 円/人）がそれぞれ発生している。このため、任期開始日を 5 月 1 日に改めた場合には、この「5 月分の新旧議員の重複」がなくなるため、市の負担金の総額は減少し（102,300 円×旧議員数）、また、旧議員の掛金も 1 か月分減少（99,200 円/人）することになる。一方、議員が受ける給付に関しては、在職 12 年以上の者が受ける退職年金の給付金額に変化はないが、在職 12 年未満の者が受ける退職一時金の支給額は 48,608 円（1 期在職の場合）減少する。

なお、任期開始日を改めることに伴う事務量の変化は、あまりないと思われる。

（注1）、（注2）「旧議員」とは前任期に議員であり新任期に議員とならなかった者、「新議員」とは前任期に議員でなく新任期に議員となった者を指す。

3 参考

(1) 議員任期開始日を 5 月 2 日から 5 月 1 日に改めても変化がないもの

- ・ 期末手当
- ・ 政務調査費
- ・ 会派職員雇用費 など

(2) 現行任期となった経緯

- ・昭和22年4月30日～昭和26年4月29日（任期満了）
- ・昭和26年4月30日～昭和30年5月1日（任期満了）※改正特例法による
↓
- ・平成19年5月2日～平成23年5月1日（任期満了予定）

【昭和30年に任期が5月1日までとなった理由】

- ①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）により、昭和30年1月25日から5月20日までの間に任期満了が予定されている市議会議員の任期満了による選挙の期日が同年4月30日に統一。
- ②当時の本市議会議員の任期満了日は昭和30年4月29日であったため、特例法が適用され、昭和30年4月30日に一般選挙を実施。
- ③特例法の一部を改正する法律（以下「改正特例法」という）が公布され、議員の任期満了の日後に一般選挙が行われるときは、当選告示の前日まで引き続き議員として在任するものとされた。
- ④このため改正特例法が適用され、当選告示が5月2日に行われたことにより、任期満了日はその前日の5月1日となった。

(3) 議員任期開始日を変更する方法

①議員の総辞職

地方自治法第126条の規定に基づき、4月30日付けで議員が総辞職する。
→任期の起算日は5月1日となり、4年後の4月30日が任期満了日となる。

地方自治法には地方公共団体の議会の議員の総辞職を定めた規定はないが、地方自治法第126条の議員の辞職手続きに関する規定を運用することにより、いわゆる総辞職と同様の効果をあげることが可能とされている。

②議会の解散

地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基づき、4月30日に議会を解散する。

→任期の起算日は5月1日となり、4年後の4月30日が任期満了日となる。

政令市等の議員任期開始日

自治体名 (指定都市施行日)	現行任期 開始日
札幌市 (S47.04.01)	H19.5.2
仙台市 (H01.04.01)	H19.5.2
さいたま市 (H15.04.01)	H19.5.1
千葉市 (H04.04.01)	H19.5.1
川崎市 (S47.04.01)	H19.5.3
横浜市 (S31.09.01)	H19.4.30
新潟市 (H19.04.01)	H19.5.2
静岡市 (H17.04.01)	H17.4.1
浜松市 (H19.04.01)	H19.5.1
名古屋市 (S31.09.01)	H19.4.30
京都市 (S31.09.01)	H19.4.30
大阪市 (S31.09.01)	H19.4.30
堺市 (H18.04.01)	H19.5.1
神戸市 (S31.09.01)	H19.6.11
広島市 (S55.04.01)	H19.5.2
北九州市 (S38.04.01)	H17.2.10
福岡市 (S47.04.01)	H19.5.2
福岡県	H19.4.30

3 協議事項3「正副委員長及び監査委員の就任期間・権限・待遇等の見直し」

(1) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

- ・ 正副委員長は前年との比較もしないと、きちんと職責を果たせない。1年は短いのではないか。1年目の経験を生かし2年目になってようやくリーダーシップをとって委員会の運営ができるようになる。県は2年であり、最低2年で考えてはどうか。あわせて、議員のうちから選任される監査委員の就任期間も2年としてはどうか。
- ・ 正副委員長の権限も見直してはどうか。
- ・ 正副委員長職は事前の打ち合わせや充て職も多く、費用弁償の出ない会合もあるため、報酬の多少のアップがあってもよいと考えている。実際に一般の議員よりも高くしている政令市などの状況を踏まえて、見直してはどうか。

(2) 政令市の状況

→資料3-1のとおり

<政令市における常任委員会(正副)委員長の任期・権限・待遇(報酬等)及び議会選出の監査委員の就任期間>

【平成20年4月現在】

区 分	常任委員会(正副)委員長			監査委員(議選)
	任期	申し合わせ等に基づく権限	待遇(報酬等)	就任期間(※1)
札幌市	1年	なし	なし	2年
仙台市	1年	なし	なし	2年
さいたま市	1年	なし	なし	1年
千葉市	1年	なし	なし	1年
川崎市	1年	なし	なし	概ね2年
横浜市	1年	なし	報酬月額 委員長 1,000,000円 副委員長 990,000円 委員 970,000円	1年
新潟市	1年	なし	なし	2年
静岡市	1年	なし	なし	1年
浜松市	1年	なし	なし	1年
名古屋市	1年	なし	なし	1年
京都市	概ね1年 (※2)	なし	なし	1年又は2年
大阪市	1年 (※3)	なし	報酬月額 委員長 1,060,000円 副委員長 1,040,000円 委員 1,020,000円	1年
堺市	1年	なし	報酬月額 委員長 800,000円 副委員長 790,000円 委員 780,000円	1年
神戸市	1年	なし	報酬月額 委員長 960,000円 副委員長 945,000円 委員 930,000円	1年
広島市	1年	なし	なし	1年
北九州市	2年	なし	なし	2年
福岡市	1年	なし	なし	1年

(※1) 法定の任期は4年(議員の任期)であるが、いずれの政令市も任期途中で交代している。

(※2) 選任の日から翌年において最初に招集される定例会の閉会の日まで(ただし、後任者が選任されるまで在任する)。

(※3) 条例による任期の定めはないが、慣例により、1年で辞職している。

4 協議事項4「区長の議会出席の在り方の見直し」

(1) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

- ・本会議に限らず、必要に応じて議会に出席してもらうようにしてはどうか。その際、区役所に議会中継するなど、区長をできるだけ拘束しない方向で検討すべきである。
- ・区長の議会出席という方法もあるだろうが、区のマスタープランの進捗状況などについて区が区選出議員に説明する場を設けることも検討してほしい。
- ・以前から区長の議会への出席を要望しており、ぜひ出席する場を増やしてほしい。区のマスタープランについては、区と区選出議員の懇親会のなかで説明を受けているので、むしろ、本会議や条例予算特別委員会などに必要に応じて出席してもらうようにしてほしい。

(2) 政令市の状況

→資料4-1のとおり

資料 4-1

<政令市における区長の本会議又は委員会への出席の状況>

【平成20年4月現在】

区 分	本会議	常任委(*)	予・決算特委(*)	出席の形態・人数
札幌市	×	必要に応じて	○	常任委：関係区長 予・決算特委：全区長
仙台市	○	○	○	全区長
さいたま市	×	×	×	
千葉市	×	×	×	
川崎市	代表質問のみ	×	×	全区長
横浜市	×	予算審査のみ	○	2人/18区(代表2人)
新潟市	○	必要に応じて	決算のみ	本会議：全区長 常任委、決算特委：関係区長
静岡市	必要に応じて	必要に応じて	—	関係区長
浜松市	○	必要に応じて	決算のみ	本会議：全区長 常任委、決算特委：関係区長
名古屋市	×	×	—	
京都市	必要に応じて	必要に応じて	×	関係区長
大阪市	×	必要に応じて	×	関係区長
堺市	必要に応じて		○	本会議：関係区長 常任委、予・決算特委：全区長
神戸市	×	○	○	1人/9区(代表1人)
広島市	×	×	×	
北九州市	×	×	×	
福岡市	代表質疑のみ	×	×	全区長

* 区政所管課の属する常委、予・決算特委に出席。

5 協議事項5「発言時間の残時間表示計の設置」

(1) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

- ・現状の本会議場においてメモで残時間を知らせる方法よりも、残時間が秒までわかり、より良い質問が可能になる。政令市中8市が設置しており、議事運営上のトラブルを減らすこともできると思われる。
- ・表示計導入にあたり秒について切り捨てなどのルールの見直しなども必要ではないか。
- ・設置にあたり、費用面の問題もあり設置する差し迫った理由はない。

(2) 本市議会への導入について（経費の見積り等）

→資料5-1のとおり

(3) 他の政令市の状況

→資料5-2のとおり

本市議会への導入について

1 本会議場への導入について

(1) 試案の概要

残時間表示パネルを議長席側壁面及び演壇に設置。(現在の議場システムと連動)

(2) 予算

導入費用：(1) 壁面Aのみで 250 万円程度

(2) 壁面Aと演壇Bで 300 万円程度

・ 3桁、5桁の表示形式による導入コストの差はあまりない。

(3) 備考

従来のパソコンで、一体的な管理が可能。各派ごとの持ち時間登録機能あり。

【参考】議場システムと独立した表示パネルを設置する場合

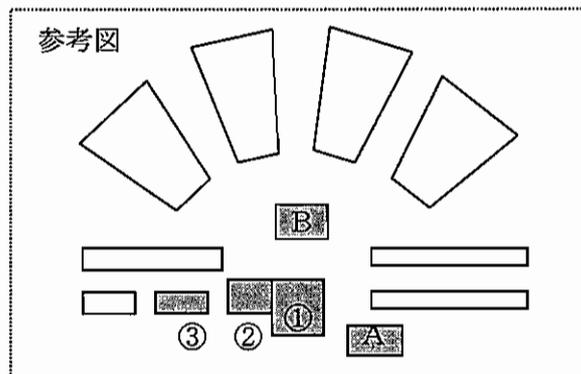
1 概要

残時間表示パネルを議長席側壁面及び演壇に設置(パソコンと連動しないため、現在の管理機能維持のため議長席①、局長席②、次課長席③にも机上表示パネルを設置)。

2 予算

導入費用：(1) 壁面Aのみで 200 万円～300 万円程度

(2) 壁面A、演壇Bで 250 万円～300 万円程度



2 第3特別委員会室への導入について

(1) 試案の概要

残時間表示パネルを廊下側壁面及び委員長席に設置。

(2) 予算

導入費用：100 万円～250 万円程度

(3) 備考

特記事項なし。

〈政令市における発言時間の残時間表示計の設置状況について〉

【平成20年4月現在】

区 分	本会議場	予・決算特委室	表示内容	設置経費
札幌市	×	×		
仙台市	○	○	本会議場:秒単位	本会議場: 2,781,000
			予・決算特委:秒単位	予・決算特委: 350,000
さいたま市	○	○	本会議場:分単位	本会議場: 不明
			予・決算特委:分単位及び 1分未満は秒単位	予・決算特委: 1,328,000
千葉市	○	×	分単位	不明
川崎市	×	×		
横浜市	○	○	分単位	不明
新潟市	○	×	秒単位	本会議場: 3,400,000
静岡市	○	×	秒単位	本会議場: 1,416,200
浜松市	○	×	分単位	本会議場: 2,009,000
名古屋市	×	×		
京都市	○	○	秒単位	本会議場: 不明
				予・決算特委: ※54,000
大阪市	×	×		
堺市	○	○	シグナルランプ 15分以上・緑、5～15分・ 黄、0～5分・赤	不明
神戸市	×	×		
広島市	○	×	シグナルランプ 10分前・青、5分前・黄、 終了時・赤	不明
北九州市	○	×	残り1分前まで分単位。 残り1分以降は秒単位	本会議場: 493,500
福岡市	×	×		

※6個×3委員会(1日)=18個, @3,000円×18個=54,000円

6 協議事項 6 「議会棟の在り方の見直し」

(1) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

○議会棟のセキュリティ（いわゆるワンフロア化）について

- ・現在の議会棟は、会派控室に身元がよくわからない人が入ってくるなど、セキュリティ上問題がある。現在控室のある10階から13階までのすべてのフロアで身元を確認する方式は現実的ではないため、会派控室のワンフロア化を検討してはどうか。
- ・他都市でもほとんどが入館時に受付をしており、本市はある意味開かれた議会であるが、身元のわからない人が会派控室に入ってきて仕事ができず困ることがある。以前特別委員会でワンフロア化を検討した際は、10億円ほど予算が必要ということで市民感情などを考慮して見送られた経緯があるが、再度検討すべきである。
- ・セキュリティの問題だが、県議会と比べると本市は市民に開かれていてよいとの声もあり、身元のわからない人が入ってくることもやむを得ないと考える。
- ・セキュリティの問題は重要な課題である。行政棟も重要な情報が無防備にさらされており、議会棟だけでなく行政棟と一体で検討すべきである。
- ・現在の控室のセキュリティには不安な面もあるが、開かれた議会というメリットは維持すべきであり、一律に入室を制限するのではなく、入室後の万一のトラブルにどう対処するかといった観点から、何ができるかを考えるべきである。
- ・議会中など会派職員だけとなることが多いが、控室は死角になっており逃げ場がないなど命にかかわる問題であり、何らかの措置を講じるべきである。ワンフロア化については、費用はある程度かかるだろうが、改選期ごとに部屋割りの変更にも多額の費用をかけている現在の方式にも無駄があるのではないか。ワンフロア化すれば、初期投資はかかるが、その後は改選期にも可動式の仕切を活用することにより、無駄が省けるのではないか。
- ・セキュリティの問題は、開かれた議会ということで現在の方式でやむを得ないと思う。
- ・費用が10億円かかってもワンフロア化はぜひ実施すべきである。

○議会棟のエレベーターについて

- ・議会中は議会棟のエレベーターを議会優先にしてほしい。
- ・議会中でも午前10時と午後1時以外はエレベーターは空いている。むしろ、本会議の5分前に予鈴を鳴らすことや、議会中は当局の説明を控えさせることを検討してはどうか。
- ・エレベーターについては、議会優先にする必要はないが、すべての階に止まる現在の方式は使い勝手が悪く、見直してほしい。
- ・エレベーターは運用方法を変更してから、待ち時間が長くなるなど、かえって使い勝手が悪くなった気がする。むしろ、前の方式の方がよかったのではないか。
- ・以前のエレベーターは4機の運行を一括管理できておらず無駄が多かったと思う。

(2) 関係資料

- 議員定数等調査特別委員会報告書（平成14年）：資料6-1のとおり
- 関係所室の配置図：資料6-2のとおり
- 議会棟及び行政棟改造工事（見積り）：資料6-3のとおり



委員会調査報告書

平成14年12月10日

福岡市議会

議長 稲 員 大三郎 様

議員定数等調査特別委員会

委員長 浜 地 輝 一

本委員会に付託の事件について調査を終了したので、その結果を下記のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

福岡市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する調査

議会関係諸室のあり方に関する調査

2. 調査の経過及び結果

本委員会は、平成12年3月に設置されて以来、調査事件について、鋭意調査を進めてきた。この間の経過及び結果については、12年度、13年度にそれぞれ中間報告を行っており、本年度は、残された事件について検討を重ね、平成14年12月10日、全調査事件について調査を終了した。以下、調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

まず、福岡市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する調査については、地方自治法の改正により、従来の法定数に代わり制定された上限数の範囲内で条例により定めることとされ、これが平成15年1月1日から施行されることを踏まえ、平成12年に実施された国勢調査による本市の人口、134万1,470人と、東区26万9,307人、博多区18万722人、中央区15万1,602人、南区24万3,039人、城南区12万6,468人、早良区20万3,656人、西区16万6,676人の各区人口をもとに、議員定数60人から上限数72人までの各選挙区選出議員数の状況、現行定数のもとでの議員1人当たり人口、1票の格差、他都市の状況などについて、さらに調査を重ねた。その結果、議員定数については、本市の人口増は考慮しながらも、現在の行政改革の流れ、財政事情、全国的な定数の削減傾向、市民感情等を考慮して、現行定数63人及び各選挙区選出議員数ともに据え置くこととする意見が多数であった。これに対し、人口の増を考慮しながら、定数の増は極力抑える観点から、議員定数を64人とし、各選挙区選出議員数については人口比例により東区、西区各1増、南区1減の2増1減とする少数意見、本市の人口増により、改正地方自治法で定める上限数が72人となることを踏まえ、議会に住民の意見をより忠実に反映させるという観点から、議員定数は現行定数から上限数72人に極めて近い線までふやし、そ

れをもとに各選挙区選出議員数についても検討すべきとの少数意見、現行の議員定数63人は据え置くが各選挙区選出議員数は人口比例により東区、西区各1増、博多区、南区各1減の2増2減とすべきとする少数意見があった。

次に、議会関係諸室に関する調査については、議会棟竣工時からの経緯及び現状をもとに、議会棟7階の利用のあり方、行政棟13階、14階や議会棟6階の活用の可能性について、さらに調査を進めてきた。その結果、議会棟7階については議会棟竣工時の状態に戻し、会議室や応接室、面会室として利用することで意見の一致をみたが、行政棟13階、14階や議会棟6階の活用については、改造費用や現在の執行機関の執務室の状況などから困難な状況であった。そこで、これらの現状の中での対応策について協議した結果、

- (1) 会派控室については、議会棟10階から13階のうち、各委員会室及び各特別委員会室を除く総面積1,199.8㎡をもってこれに充てる。
- (2) 総面積1,199.8㎡を議員定数で按分し、議員1人当たり面積を算出した上、これに各会派所属議員数を乗じたものを各会派控室の按分面積として配分し、室内構造等を考慮して各会派按分面積に近くなるよう各会派控室及び無所属議員控室を配置する。
- (3) 議会棟7階については、会議室、応接室及び元議員控室として使用する。
- (4) 議会棟13階の議員休養室及び理事者控室は、これを廃止する。
- (5) 改選後、調整の必要が生じた場合は、議会棟8階、9階の見直しを含め、上記の考え方を基本に別途協議する。

とすることで意見の一致をみた。

なお、協議の中で、上記の方法では現状よりも控室面積が急激に減少する会派もあるので、各派の共通面積を十分考慮するなど緩和策を検討してほしいとの少数意見があった。

【前期】

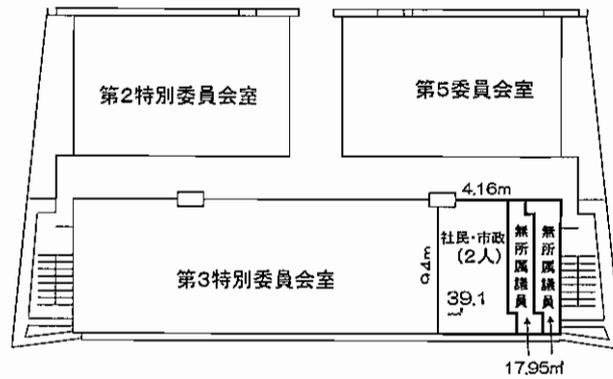
代表者会議において、議員定数等調査特別委員会の委員会調査報告書に基づく協議がなされたが、議員1人当たりの面積を等しくする観点から13階理事者控室を第2特別委員会室として、10階第2特別委員会室を会派控室とし総面積1,224.14㎡をもって会派控室として充てることとなった。

【今期】

代表者会議において前期会派控室を充てることとし経費をできるだけ使わない方向で検討がなされ、無所属議員については従前の無所属議員控室を充てるとともに、議員1人あたりの面積を算出した上で、各会派控室の按分面積とし、室内構造等を考慮して控室を配置したもの。

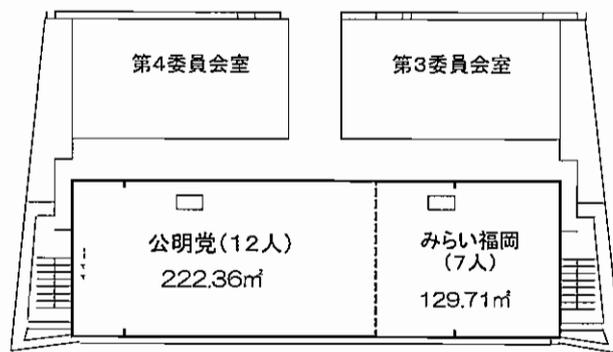
関係諸室の配置図(今期)

13F
控室面積
75㎡



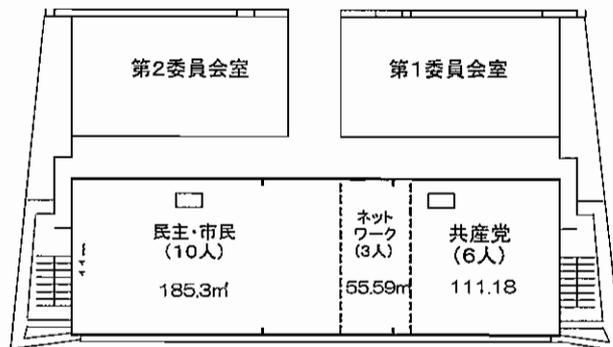
一人当たりの面積
社民・市政 19.55㎡
無所属 17.95㎡

12F
控室面積
352㎡



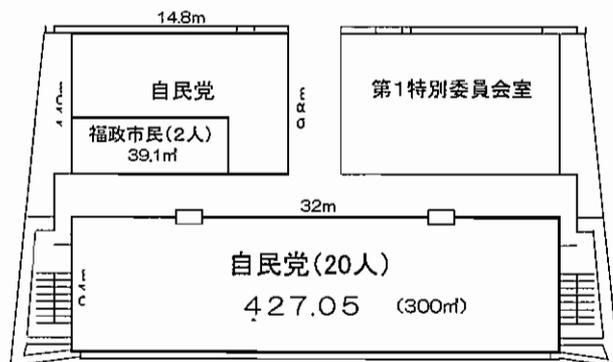
公明党 18.53㎡
みらい福岡 18.53㎡

11F
控室面積
352㎡



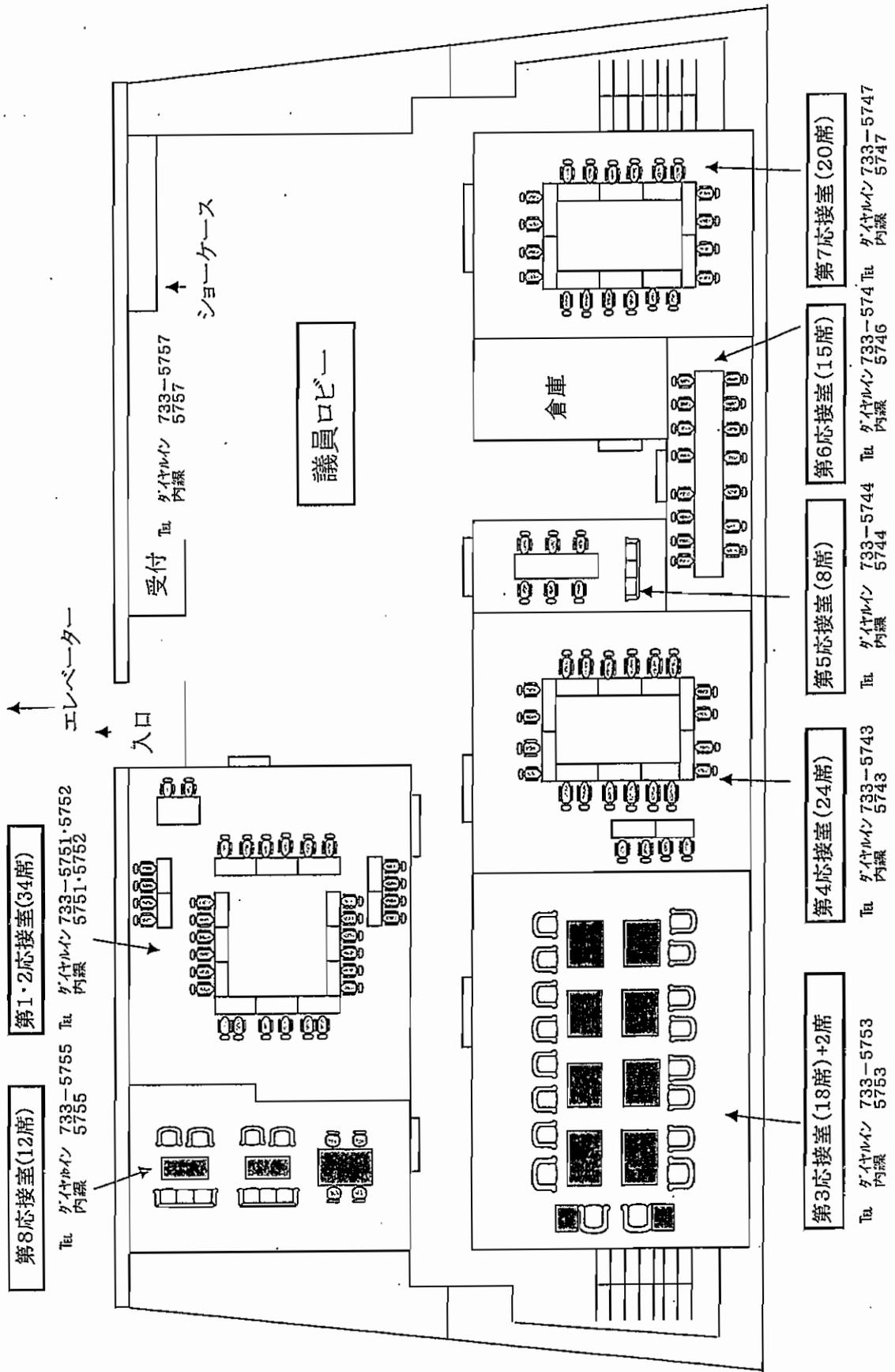
民主・市民 18.53㎡
共産党 18.53㎡
ネットワーク 18.53㎡

10F
控室面積
445㎡



自民党 20.30㎡
福政市民 19.55㎡

議会棟7階応接室配置図



議会棟及び行政棟(13・14F)改造工事

H14.2.6

概算工事費	891,163,400 円	①
建築工事	407,666,000 円	
電気工事	300,783,400 円	
機械工事	182,714,000 円	

m ² 当たり単価	127,309 円
概算工事費	891,163,400 円
対象面積	7,000 m ²

基本設計委託料	7,541,000 円	②
---------	-------------	---

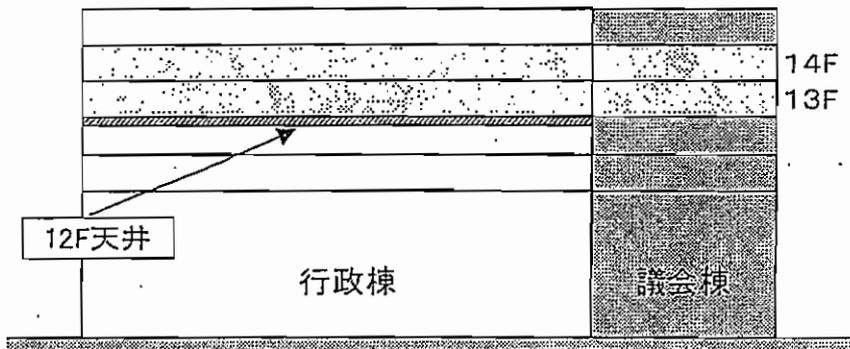
実施設計委託料	19,372,000 円	③
---------	--------------	---

総計(①+②+③)	918,076,400 円	税抜き
-----------	---------------	-----

総計(①+②+③)	963,980,220 円	税込み
-----------	---------------	-----

※ 算出単価 :平成14年度 新営予算単価……国土交通省 大臣官房庁営繕部
建築規模 S-15-2 30,000m²の単価を使用

※ 電気設備の面積については、給排水工事に伴う12Fの天井部を分む



※但し、庁舎内工事期間中の仮事務所の費用は含まず。

7 協議事項 7 「附属機関・任意団体の委員就任の見直し」

(1) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

- ・附属機関・任意団体への議員の関わり方については、他都市では議員の立場では就任していないところが多く、そのようなことを含めて本市でも検討してはどうか。

(2) 政令市の状況

→資料7-1のとおり

政令市における議員の附属機関等の委員への就任状況

(平成20年4月現在 ※)

区分	議員が委員等に就任している団体の数(※)		委員等の選任方法	見直しの動き
	附属機関	任意団体		
札幌市	2	0	会派按分	平成15年に見直し、就任団体を減らしている。
仙台市	35	5	会派按分	なし
さいたま市	21	18	常任委員長等の充て職、または、常任委員会の人選、会派按分	なし
千葉市	11		会派按分	平成13年4月から、法律または条例により議員の選出が規定されているもの及び特別の事情があると認められる場合を除き、議員は参画しないこととした。
川崎市	6	3	会派、または、常任委員会の人選	平成11年の改選期に見直し、法令に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合を除き、委員を選任しないことになっている。
横浜市	8	1	議運、常任委員会での協議	平成12年5月に見直し、法律及び条例で議員の就任が規定されているものを除き、原則として議会から選出しないこととしている。
新潟市	3	0	職名、所管委員会、議運で人選	平成15年の改選期から、法律等に明記されているものを除き、議員は就任していない。
静岡市	9	0	常任委員長、特別委員長の充て職、または、会派按分	平成13年に旧静岡市で決定した指針を合併後も踏襲し、法令等に定めがあるものを除き、議員は就任していない。
浜松市	13	0	議運協議会で選任	6年ほど前に議会問題研究会を立ち上げ、見直した。
名古屋市	42		議運理事会での協議	議運理事会で継続検討課題とされてきたが、19年度は現行どおりの取り扱いとした。
京都市	5	0	議運で選任、または、正副議長、常任委員長等の充て職でない場合は各会派で人選	第2次京都市会改革検討小委員会で検討の結果、平成19年の改選後から、法令等に規定があるもの以外は、原則として参画しないことを申し合わせた。
大阪市	21	10	充て職または、会派按分	なし
堺市	18	3	会派按分	なし
神戸市	26		議運での協議	なし
広島市	5	0	議長が人選、または、正副議長、常任委員長等の充て職	平成16年9月に見直し、法令による選任義務のある場合及び特に必要があると認められる場合を除き、議員を選任しないこととしている。
北九州市	19		議運での協議 (各委員数が7人以上は各区から、6人以下のときは、所管常任委員会から選出)	なし
福岡市	28	23	常任委員会の人選、または、正副議長、常任委員長等の充て職	前期の議会活性化推進会議(平成17年7月1日設置)の協議事項としたが、結論を得るに至らなかった。

※ 議員が委員等に就任している団体の数については、各都市によって集計日が異なるため、平成20年4月1日以前の数値の都市もある。

8 協議事項 10「委員会記録の発言者名掲載の見直し」

(1) 第1次議会活性化推進会議の最終報告（協議事項「通告制をとる特別委員会の記録への発言者名掲載」について）

開かれた議会という観点から、通告制をとる特別委員会の記録については、平成18年第1回定例会における条例予算特別委員会総会の記録から、委員名及び理事者の職名を掲載することが適当であるとの認識で一致した。

なお、理事者の氏名の掲載については結論を得るに至らなかった。

(2) 政令市の状況

→資料 10-1 のとおり

委員会記録における発言者名の掲載状況(政令市)

資料 10-1

[平成20年4月現在]

区分	記録方法	発言者の表示	表示内容
札幌市	逐語	○	委員名及び理事者の氏名・職名
仙台市	逐語	○	委員名と理事者については職名のみ
さいたま市	逐語 ※録音データからの反訳	○	委員名と理事者については職名のみ
千葉市	逐語	○	予算・決算等全員構成の特委の総会記録： 委員名及び理事者の氏名・職名 常委、上記以外の特委、議運： 委員名と理事者については職名のみ
川崎市	摘録	○	委員名及び理事者の氏名・職名
横浜市	逐語(速記法) ※議運はテープ反訳	○	委員名及び理事者の氏名・職名
新潟市	逐語 ※テープ反訳	○	委員名及び理事者の氏名・職名
静岡市	逐語	○	委員名及び理事者の氏名・職名
浜松市	要点	○	委員名と理事者については職名のみ
名古屋市	逐語	○	委員名及び理事者の氏名・職名
京都市	逐語	○	委員名及び理事者の氏名・職名
大阪市	逐語(速記)	○	委員名及び理事者の氏名・職名
堺市	逐語	○	委員名及び理事者の氏名・職名
神戸市	逐語 ※テープ反訳 ※議運は要点	○	委員名及び理事者の氏名・職名
広島市	要点 ※実態は全文に限りなく近い	○	委員名及び理事者の氏名・職名
北九州市	常委、特委：概要及びMD録音 議運：要点 ※予算・決算特委の市長質疑のみ逐語	○	委員名と理事者については職名のみ
福岡市	要点	△	予算・決算等全員構成の特委の総会記録： 委員名と理事者については職名のみ 常委、上記以外の特委、議運：掲載していない

9 協議事項 12「交渉会派・非交渉会派の在り方の見直し」

(1) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

・交渉会派・非交渉会派の取扱いについて、他の政令市の状況なども参考に見直してはどうか。

(2) 政令市の状況

→資料 12-1 のとおり

＜政令市の交渉団体＞

【平成20年4月現在】

区 分	交渉団体の基準(根拠)	議員定数	比率
札幌市	3人 (議会運営委員会に関する申し合わせによる)	68人	4.4%
仙台市	5人 (議会運営委員会決定事項による)	60人	8.3%
さいたま市	5人 (市議会申し合わせによる)	64人	7.8%
千葉市	4人 (先例による)	54人	7.4%
川崎市	3人 (議会運営委員会の申し合わせによる)	63人	4.8%
横浜市	5人 (市会運営委員会申し合わせ・確認事項による)	92人	5.4%
新潟市	4人 (議会運営委員会に関する申し合わせによる)	56人	7.1%
静岡市	4人 (市議会の運営等に関する規約による)	53人	7.5%
浜松市	4人 (議会運営委員会規程による)	54人	7.4%
名古屋市	5人 (議会運営委員会運用要綱による)	75人	6.7%
京都市	5人 (市会運営委員会要綱による)	69人	7.2%
大阪市	5人 (市会運営委員会設置要綱による)	89人	5.6%
堺市	3人 (委員会条例及び議会運営委員会要綱の規定による)	52人	5.8%
神戸市	5人 (市会運営委員会規約による)	69人	7.2%
広島市	3人 (議会運営委員会の運営等に関する申し合わせによる)	55人	5.5%
北九州市	5人 (先例による)	64人	7.8%
福岡市	4人 (議会運営委員会に関する申し合わせによる)	63人	6.3%

13 協議事項 13「議決事件の拡大」

(1) 第1次議会活性化推進会議における意見や提案

- ・行政監視機能の強化という観点から、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大を検討してはどうか。例えば地方公営企業等の契約が議会に上がってこないことや、議決事件となる工事請負契約の金額が、本市では政令の基準である3億円ではなく条例で5億円となっていることなどについて、研究・検討してはどうか。

(2) 政令市の状況

- 条例の制定状況：資料13-1のとおり
- 地方公営企業の契約への関与：資料13-2のとおり
- 議会の議決に付す契約等：資料13-3のとおり

<政令市における地方自治法第96条第2項に基づく条例の制定状況>

【平成20年4月現在】

区 分	条例の制定状況	内容(議決事件)
札幌市	札幌市議会の議決すべき事件に関する条例	電力報償契約の締結又は解除
仙台市	仙台市議会の議決事件に関する条例	1. 次に掲げるものの策定、変更又は廃止 イ 仙台市基本計画 ロ 仙台市環境基本計画 2. 姉妹・友好都市の提携
さいたま市	さいたま市名誉市民条例	名誉市民の選定
	さいたま市議会資産等公開審査会条例	審査会委員の委嘱
千葉市	千葉市名誉市民条例	名誉市民の決定
川崎市	川崎市土地利用審査会条例	審査会委員の委嘱
	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例	委員会委員の委嘱
	川崎市情報公開条例	審査会委員の委嘱
	川崎市市民オンブズマン条例	市民オンブズマンの委嘱又は解嘱
	川崎市資産公開等審査会条例	審査会委員の委嘱
	川崎市人権オンブズパーソン条例	人権オンブズパーソンの委嘱又は解嘱
	川崎市名誉市民条例	名誉市民の選定
横浜市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	1. 人事委員会の喚問する証人の費用弁償 2. 長期にわたる重要事業の計画決定(※)
新潟市	新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例	1. 基本計画の策定、変更又は廃止 2. 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 3. 都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止
静岡市	なし	—
浜松市	なし	—
名古屋市	議決事件指定条例	愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定
	名古屋市名誉市民条例	名誉市民の選定
京都市	京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例	1. 基本計画の策定、変更又は廃止 2. 姉妹都市盟約の締結
大阪市	名誉市民条例	名誉市民の選定
	人権尊重の社会づくり条例	審議会委員の選任
	職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	委員会委員の委嘱
堺市	なし	—
神戸市	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	審議会委員の委嘱
	神戸市名誉市民条例	名誉市民の選定
広島市	議会の議決すべき事件に関する条例	広島市基本計画の決定、変更又は廃止
	広島市名誉市民条例	名誉市民の選定
	特別職の職員の給与に関する条例	市長及び副市長の退職手当の減額又は不支給
	広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	1. 賦課基準並びに徴収の時期及び方法の決定又は変更 2. 徴収の延期又は減免
	広島市墓地及び納骨堂条例	名誉霊域の使用
北九州市	なし	—
福岡市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	1. 地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関する事 2. 公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること
	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	基本計画の策定、変更又は廃止
	福岡市特別職職員等退職手当支給条例	特別職の退職手当の額の減額
	福岡市公園条例	公園の区域の全部又は一部の廃止
	福岡市名誉市民条例	名誉市民の選定
	福岡市長の政治倫理に関する条例	審査会委員の選任

※横浜市の条例は、制定当初は下水道整備計画などを議決事件としていたが、近年では議決した事例がない(基本計画等の策定は議決事件ではない)。

区 分	地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分についての議会のチェック機能強化のための対策
川 崎 市	<p>水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例、交通事業の設置等に関する条例、病院事業の設置等に関する条例、及び、下水道事業の設置等に関する条例において、各事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定により議会の議決を要するものを、次の各号のとおり規定。</p> <p>(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1件1,000,000円をこえるもの</p> <p>(2) 市がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁でその目的物の価額が1件1,000,000円をこえるもの</p> <p>(3) 交通事故等により、法律上その義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額をこえるもの</p>
新 潟 市	<p>下水道事業会計について、3億円以上の契約案件については、契約前の段階で議会の意見を聞くこととし、建設工事等6千万円から3億円までの契約案件については、契約締結後の最初の議会で報告を受けることとしている。</p> <p>なお、水道事業会計については、報告等は行っていない。</p>
福 岡 市	<p>地方公営企業が締結する契約のうち、市の契約で議決対象となる工事又は製造の請負契約（5億円以上）については、所管する常任委員会で報告を受けている。</p>

<議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る費用(政令市)>

【平成20年4月現在】

区 分	契約(工事・製造の請負の額)	
政 令 の 基 準 (自治法施行令第121条の2)	3億円以上	4千万円以上
札 幌 市	5億円以上	8千万円以上
仙 台 市	5億円以上	8千万円以上
さ い た ま 市	3億円以上	8千万円以上
千 葉 市	3億円以上	8千万円以上
川 崎 市	6億円以上	8千万円以上
横 浜 市	6億円以上	1億円以上
新 潟 市	3億円以上	4千万円以上
静 岡 市	3億円以上	8千万円以上
浜 松 市	3億円以上	4千万円以上
名 古 屋 市	6億円以上	不動産・動産 8千万円以上 不動産の信託の受益権 4千万円以上
京 都 市	4億円以上	8千万円以上
大 阪 市	6億円以上	7千万円以上
堺 市	3億円以上	8千万円以上
神 戸 市	5億円以上	8千万円以上
広 島 市	5億円以上	8千万円以上
北 九 州 市	5億円以上	8千万円以上
福 岡 市	5億円以上	6千万円以上

※財産の取得・処分の種類は次のとおり。

- ①不動産・動産の買入れ・売払い（土地については、札幌市にあっては1件 1万5千㎡以上、横浜市及び大阪市にあっては1件 2万㎡以上、その他の政令市にあっては1件 1万㎡以上のものに係るものに限る。）
- ②不動産の信託の受益権の買入れ・売払い